

記入例

相続人代表者指定届書 兼固定資産現所有者申告書

届出日(提出日) → 令和 年 月 日

(あて先) 鴻巣市長

相続人の代表者
住 所 鴻巣市中央1-1
フリガナ コウノス ハナコ
氏 名 鴻 巢 花 子 印
電 話 048 - 541 - 1321

相続人代表者の住所・氏名・電話番号を記入、押印

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、上記のとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、鴻巣市税条例第74条の3に基づき地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を申告いたします。
なお、この届出は、相続人の合意の下に届け出ることを申し添えます。

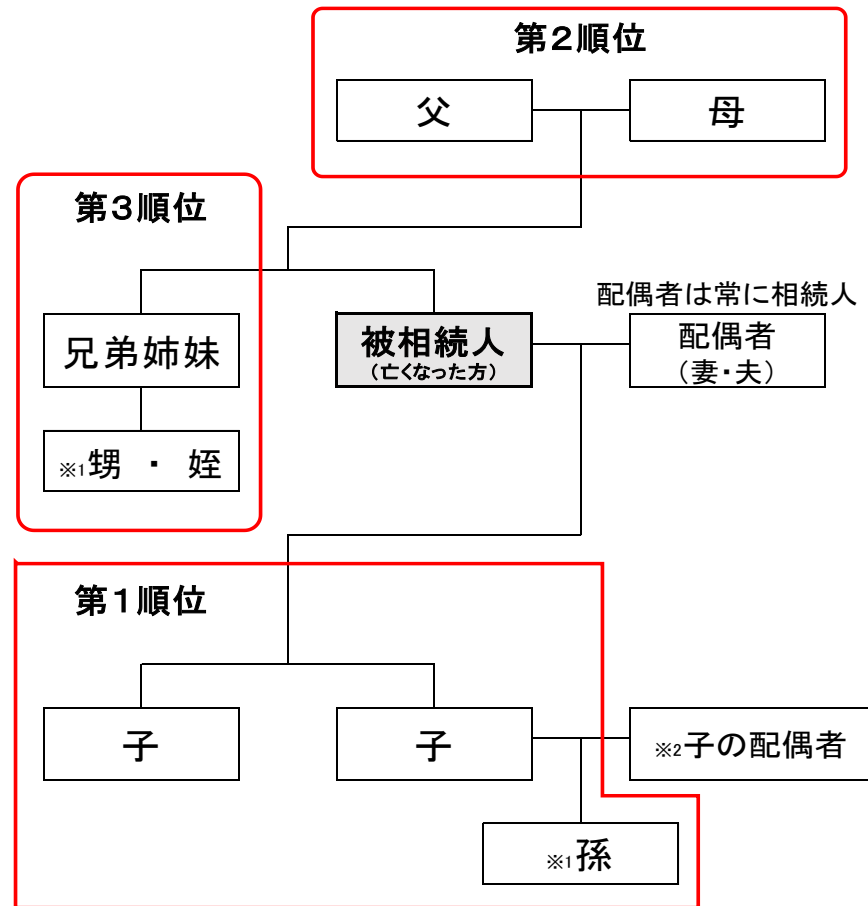
被相続人	氏 名	鴻 巢 太 郎	死亡者の氏名・住所(最終住所登録地)・死亡日を記入
	住 所	鴻巣市中央1-1	
	死亡年月日	令和 3 年 12 月 24 日	

相続人(現所有者)	フリガナ	続柄	住 所
	氏 名		
	コウノス ハナコ	妻	鴻巣市中央1-1
	コウノス ジロウ	長男	北本市本町1-111
	コウノス ユキ	長女	鴻巣市中央1-1

相続人全員の氏名・続柄・住所を記入してください。
この場合の課税台帳の納税義務者は、「鴻巣花子外2名」となります。

- ※相続人が二人以上あるときは、相続人代表者外〇名として、納税義務者を定めます。
- ※この届出は、死亡された人の市税(市・県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税)の納税義務者を定めるためのものですので、法務局(相続登記)や税務署(相続税・贈与税)の手続きとは関係ありません。
- ※被相続人に固定資産の所有がある場合に、「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取り扱います。

法定相続人の範囲と順位



- 法定相続人 — 民法第887条～第890条に規定されている、法律上相続する権利のある者のこと。
- 相続順位 — 第1順位の相続人がいない場合は、第2順位の者へ。第2順位の者もない場合は、第3順位の者へ順番に相続権が移っていく。
- ※1 孫(甥・姪)
子(兄弟姉妹)が死亡している場合は、孫(甥・姪)が代襲して(死亡した子(兄弟姉妹)に代わり)、相続人となる。
- ※2 子の配偶者
子の配偶者は相続人ではない。
しかし、被相続人と養子縁組していれば法定相続人となる。